

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市伏見区深草大亀谷東古御香町他 地内			
路線名又は河川名等				
工事名	土木施設改修工事（東古御香公園他）			
工 期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課（所）名	伏見土木みどり事務所	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

公園数				公園	2
土系舗装工	m2	1,038	縁石工	m	17.1
支障木伐採	本	2	根切撤去工	箇所	25

施 工 理 由

本工事は、樹木による根上がりにより傷んだ園路や縁石の補修を行うことにより、公園利用者の安全性確保及び園路の機能回復を図るものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年7月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年7月	
基 準 適 用 年 月	2025年7月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	09:公園工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
公園土工	残土処理工	残土等処分	土質：土砂(岩塊・玉石混り土含む)		m3	4,800	処分費	
園路広場整備工	土系舗装工	山砂舗装 (仕上り厚100mm)（東古御香公園）	山砂(真砂)最大粒径5mm以下, 塩化マグネシウム, 表面安定剤処理含む		m2	1,399	材工費	
公園施設等撤去・移設工	樹木伐採・抜根工	支障木伐採A	120cm≦C<150cm, 玉切作業及び積込含む		本	69,210	施工費	
公園施設等撤去・移設工	樹木伐採・抜根工	支障木伐採B	150cm≦C<180cm, 玉切作業及び積込含む		本	111,300	施工費	
公園施設等撤去・移設工	樹木伐採・抜根工	除根	150cm≦C<180cm, 積込含む		箇所	63,870	施工費	
公園施設等撤去・移設工	樹木伐採・抜根工	根切撤去工A	根径20cm以下, 積込含む		箇所	7,500	施工費	
公園施設等撤去・移設工	樹木伐採・抜根工	根切撤去工B	根径20cm以上40cm未満, 積込含む		箇所	13,800	施工費	

設計内訳書（本01）

工事名	土木施設改修工事（東古御香公園他）					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
施設整備		式	1					
公園土工		式	1					
掘削工		式	1					
掘削	土質:土砂, 施工方法:上記以外（小規模）, 施工数量:小規模（標準）	m3	340					
作業土工		式	1					
床掘り （参考数量） （JCL西浦中公園）	土質:土砂, 施工方法:現場制約有	m3	0.7					
埋戻し （参考数量） （JCL西浦中公園）	土質:土砂, 施工方法:現場制約有	m3	0.2					
残土処理工		式	1					
土砂等運搬 （設計運搬距離 L=2.6km）	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む) 施工数量:小規模	m3	340					
土砂等運搬 （設計運搬距離 L=2.6km）	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む) 施工数量:現場制約有	m3	0.5					
残土等処分	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	340					
園路広場整備工		式	1					
土系舗装工		式	1					

設計内訳書（本01）

工事名	土木施設改修工事（東古御香公園他）					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
山砂舗装 （仕上り厚100mm） （東古御香公園）		山砂(真砂)最大粒径5mm以下、塩化マグネシウム、 表層安定剤処理含む	m2	1,038				
園路舗装撤去工			式	1				
舗装版切断 （JCL西浦中公園）		舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装厚:50mm	m	8				
舗装版破砕 （小規模） （JCL西浦中公園）		舗装版種別:アスファルト舗装版, 障害無, 騒音対策必要, 舗装版厚15cm以下, 積込有	m2	2,350				
園路舗装復旧工			式	1				
路盤 （歩道部） （JCL西浦中公園）		路盤材種類:各種, 路盤材規格:再生クラッシャーランRC-30 , 仕上り厚:100mm	m2	2,350				
表層 （歩道部） （JCL西浦中公園）		材料種類:再生細粒度アスコン(13), 舗装厚:50mm, 平均 幅員:1.4m以上, プライムコート	m2	2,350				
縁石工			式	1				
地先境界ブロック （JCL西浦中公園）		設置, 植樹樹2号ブロック(直形), 再生クラッシャーラン RC-40, 18-8-25(普通), 養生工有	m	17				
地先境界ブロック （JCL西浦中公園）		設置, 植樹樹3号ブロック(コーナー形), 再生クラッシャーラン RC-4 0, 18-8-25(普通), 養生工有	m	0.3				
構造物撤去工			式	1				
構造物取壊し工			式	1				
コンクリート構造物取壊し （JCL西浦中公園）		構造物区分:無筋構造物, 工法区分:人力施工, 時間 制約無し	m3	0.2				

設計内訳書（本01）

工事名	土木施設改修工事（東古御香公園他）					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
人力積込 （JCL西浦中公園）	土質等区分:コンクリート塊	m3	0.4					
縁石撤去工		式	1					
地先境界ブロック撤去 （JCL西浦中公園）	再利用区分:処分	m	17					
運搬処理工		式	1					
殻運搬 （設計運搬距離 L=4.3km）	殻種別:コンクリート殻（無筋）	m3	0.6					
殻処分	殻種別:コンクリート殻（無筋）	m3	0.6					
殻運搬 （設計運搬距離 L=7.4km）	殻種別:アスファルト殻	m3	118					
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m3	118					
公園施設等撤去・移設工		式	1					
樹木伐採・抜根工		式	1					
支障木伐採A （JCL西浦中公園）	120cm≦C<150cm, 玉切作業及び積込含む	本	1					
支障木伐採B （JCL西浦中公園）	150cm≦C<180cm, 玉切作業及び積込含む	本	1					
除根 （JCL西浦中公園）	150cm≦C<180cm, 積込含む	箇所	2					

設計内訳書（本01）

工事名	土木施設改修工事（東古御香公園他）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
根切撤去工A （JCL西浦中公園）	根径20cm以下, 積込含む	箇所	9				
根切撤去工B （JCL西浦中公園）	根径20cm以上40cm未満, 積込含む	箇所	16				
運搬処理工		式	1				
発生材運搬（枝葉） （設計運搬距離 L=6.0km）	枝葉, 4tトラック, 機械積込	t	2.06				
発生材処分	発生材種類：枝葉	t	2.06				
発生材運搬（幹） （設計運搬距離 L=6.0km）	幹, 4tトラック, 機械積込	t	2.49				
発生材処分	発生材種類：幹	t	2.49				
発生材運搬（根） （設計運搬距離 L=6.0km）	根, 4tトラック, 機械積込	t	2.09				
発生材処分	発生材種類：根	t	2.09				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B, 昼間	人日	42				
直接工事費		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	土木施設改修工事（東古御香公園他）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 土木施設改修工事（東古御香公園他）
工事場所 京都市伏見区深草大亀谷東古御香町他 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

本工事は、前払金及び中間前払金の対象外とする。

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等を留意すること。

- 1 本工事施工範囲は公園内であるため、工事期間中は工事標示板、協力依頼板、バリケード等の安全施設を設置し、小さな子供を含む公園利用者が常時滞在しているという公園の特異性に十分留意し、公園利用者の安全確保について、監督職員と協議を行い、適切な安全対策を講じること。
- 2 施工の際には、既存の公園施設や樹木に損傷を与えないよう十分注意すること。
- 3 工事箇所の周辺道路には、工事用車両が待機、駐車することがあってはならない。工事関係者の車両についても同様とする。
- 4 伐採した樹木の枝葉及び幹は速やかに運搬車両に積み込み、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設に持ち込み処分すること。現地に存置させることは、原則認めない。
- 5 作業時期、作業順序は監督職員と協議を行い、監督職員の指示に従うこと。
- 6 発生した枝葉及び幹の処分量については、実際の処分時の重量は増減することが想定されるため、処分量については設計変更の対象とする。

第2条（施工時間）

施工は昼間とし、標準的な作業時間帯は、8時～17時とする。ただし、所轄警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、休日（土曜日・日曜日・祝日）の作業については、原則行わないものとする。ただし、やむをえず作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

なお、施工時間帯等は平日と同様とすることとし、事前に地元住民・関係機関へ周知を徹底すること。

第3条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
東古御香公園	1 名	交通誘導警備員 B 1 名	昼 間	無
JCL西浦中公園	1 ～ 2 名	交通誘導警備員 B 1 ～ 2 名	昼 間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第 1 条 (材料確認)

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類、JIS II 類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)
アスファルト合材 (排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
土系舗装工	山砂舗装	山砂、塩化マグネシウム
園路舗装復旧工 (JCL 西浦中公園)	各層	舗設前（厚さ確認）

第 2 条 (受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
土系舗装工	山砂舗装	転圧状況

第4条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。

第5条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備 考
表層 (JCL 西浦中公園)	再生細粒度 As(13) t=50mm	現場密度試験	3 箇所以上	
		温度測定 (初期転圧)	AM 2 回、PM 2 回	随時 110℃以上
路盤 (JCL 西浦中公園)	再生クラッシャーラン(30) t=100mm	現場密度試験	3 箇所以上	

3 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区下鳥羽上向島町 87-12、87-13	設計運搬距離 L = 4.3 km
アスファルト塊 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路松林町 18 番地の 1、19 番地	設計運搬距離 L = 7.4 km
建設発生木材 (枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 L = 6.0 km
建設発生木材 (幹)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 L = 6.0 km
建設発生木材 (根)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 L = 6.0 km

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) (株) SHINJO 京都府京都市伏見区横大路鉾ノ本 22-1	設計運搬距離 L = 2.6 km

本工事では土質調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (2) 上記の(1)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 伐採樹木の根株等の控除

本工事では、伐採樹木の根株撤去を行う。

変更設計時に、根株等の重量を体積に換算し、残土処分量から控除するため、処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

第2条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((最終改定平成26年6月4日)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

② 再資源化施設等の所在地

特定建設資材廃棄物の処理施設については、「前項 建設副産物の適正処理について」において示したとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

4 その他事項

第1条（検査工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の一ヶ月前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、

受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

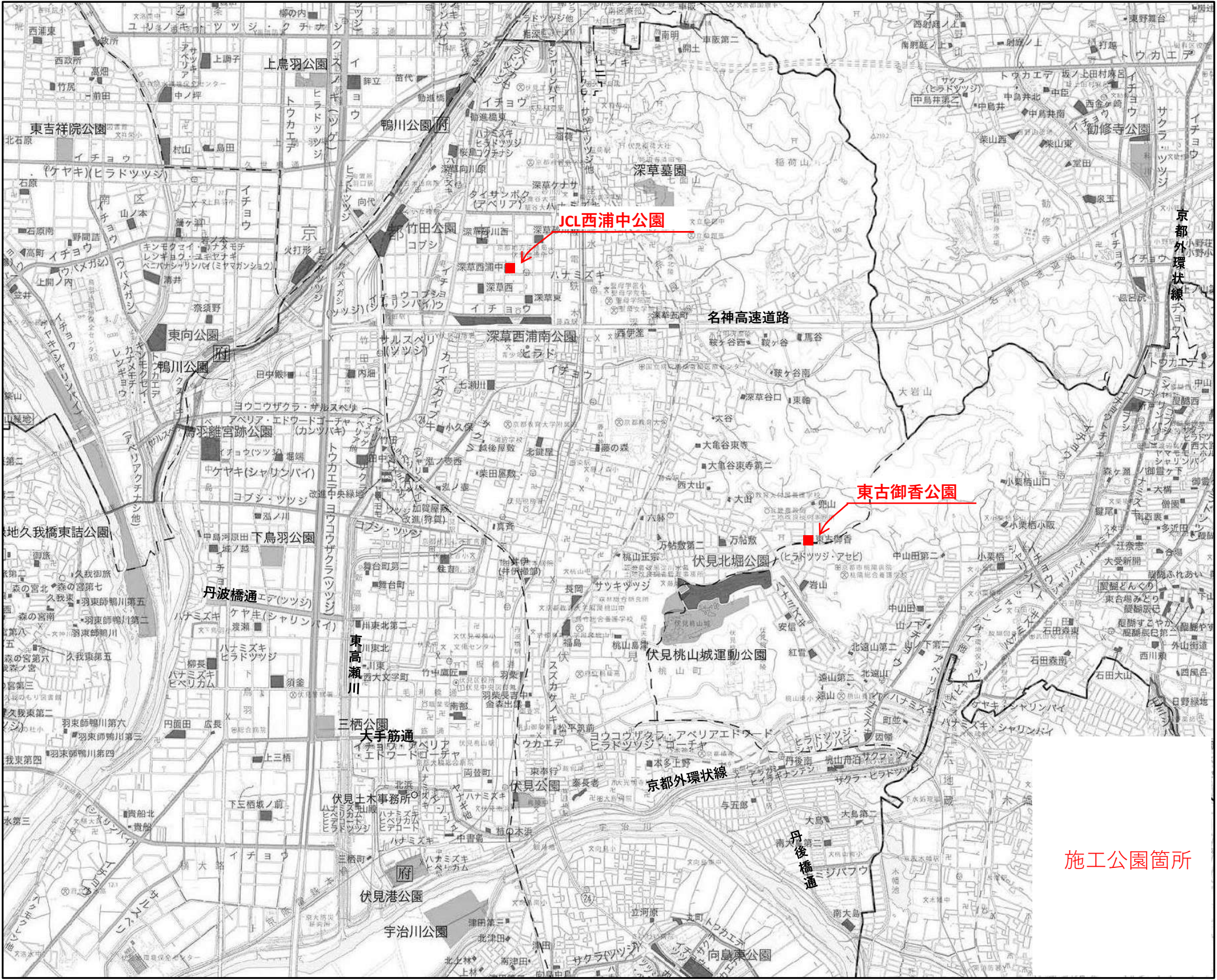
遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第5条（施工管理）

- 1 本工事の引渡し完了までの間、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制をとること。
- 2 本工事の施工に先立ち、現場調査、測量を行い、施工実施面積を算出すること。
- 3 週間工程表等の工事の進捗に係る資料を作成し、前週木曜日の午後5時までに監督職員に提出すること。その様式については、受注者により定め、監督職員の承諾を得るものとする。
また、関係機関（所轄の消防署、まち美化事務所等）に週間工程表の提出が求められた場合には、監督職員に提出した週間工程表の写しを受注者において、関係機関に提出すること。
- 4 工事施工範囲付近にある民家・会社・営業店舗・施設・通行車両・自転車・歩行者等については、工事施工時間及び日時について連絡を密にして、営業等に支障が起こらないように十分に配慮して作業を行うこと。また、建設機械等使用時において、騒音・振動には十分注意して施工すること。
- 5 施工上でのトラブルが生じた場合には、受注者の責任において処理し、監督職員に報告すること。また、地域住民及び営業車両等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。
- 6 通行規制の方法や時間等について、地域の交通状況及び周辺の商業施設に支障をきたさないように関係者と工事調整を十分に図ること。また、保安施設等を十分完備し、必要に応じて交通誘導員の配置方法等を監督職員と十分協議して、通行者並びに付近住民等に危害や迷惑を及ぼすことのないように、万全の処置を講じなければならない。
- 7 工事に従事する全ての工事関係者に工事の方法・通行規制・安全管理等の教育を行い、監督職員及び受注者の意思を疎通させること。
- 8 受注者は、施工に際して工事現場内またはその隣接敷地若しくは付近道路において、工作物または人畜に与えた損害や、民有又は官有の施設を破損した場合は、受注者の費用負担で原状に復旧しなければならない。また、資材・機器材、土砂などの搬入、搬出その他により道路を汚損した場合は、受注者の責任において監督職員の指示に従い補修・清掃を行うこと。
- 9 本工事作業中及び作業終了後は工事現場に関する点検を行い、異常がある場合にはただちに監督職員に連絡するとともに速やかに応急措置を行うこと。また、雨天、積雪時についても異常がないか巡回・点検を行い安全確保に努めること。

- 10 受注者は、土木工事施工管理基準及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。
- 11 受注者は、過積載防止についての具体的内容を施工計画書に記載するものとする。また、過積載防止の具体的な取組内容が分かる記録を監督職員に提出すること。
- 12 工事中における設計図書との相違または関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ設計図書に関して監督職員と協議すること。また、構造物の施工において湧水、その他の障害のため、通常の工法では初期の目的を達することが出来ない箇所については、工法及び対策を監督職員と協議することとし、それぞれを設計変更の対象とする。
- 13 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに提出することができる。
なお、様式については監督職員の指示によるものとする。
- 14 仕様書および本特記仕様書に反して工事を施工した場合、改善またはやりなおしを命ずるが、そのときは、速やかにその指示にしたがうこと。
- 15 本工事使用の建設機械は日々回送を行い、原則、施工区域内及び周辺に存置してはならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 16 ゴミ収集作業及びし尿汲み取り作業に協力し、付近住民に迷惑をかけないこと。

箇所図



工 事 名	土木施設改修工事(東古御香公園他)
工 事 箇 所	京都市伏見区深草大亀谷東古御香町他 地内